

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止業者 : 株式会社関東理化  
住 所 : 東京都北区東十条1-18-2-905
2. 指名停止措置期間 : 自 令和 5年 6月 7日  
至 令和 5年 9月 6日 (3ヶ月)

### 3. 事実概要

令和5年2月27日、当研究所発注の「濁度等計測装置購入」の入札において落札者となり契約を締結したが、契約の不履行を理由として、令和5年3月30日、当該契約を解除することとなった。

### 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、信頼関係を著しく損なう不誠実な行為であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)(以下、「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

よって、本件については指名停止3ヶ月を適用する。

#### <指名停止措置要領別表第2>

措置要領	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

#### (問い合わせ先)

茨城県つくば市南原1-6

国立研究開発法人土木研究所

○総務部 参事 栗原 実 電話 029-879-6749